

第四條 四月二十四日発表、成績表、成績表の概成を述べた。

但し旧来、成績表の標準を述べた。

第五條 一日最低十六回を標準とし、命令は概ん十六回以下、命令は

又十六回分、命令を又給せしむべきこと

第六條 途中機械其他故障を生じし場合は十六回分を又給せしむべし

但し足袋部、場合ハ、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六回分を又給せしむべし

第七條 規定時間内三六回以上、仕事ヲ行ハシムル場合は一回ニハ

十回増しノコト

但し足袋部ニ於キハ二十一回以上ノ場合は三六回八回ノ新装

ノコト

第八條 公傷、場合ハ一日給費ヲ支給セシムべし

第九條 考査費共ハ一月間ニ付シ一月ヲ支給セシムべし

大正十一年四月三十日

岩波館、及中候也

右

札幌部全従業員

- 石山 清吉 島中 島山 本岡 貞吉
- 土門 清彦 貞賀 政次 後藤 英彦
- 五上 隆男 岡田 仁平 沢田 康三
- 菊岡 周吉 助名 塚 徳治 森田 義八
- 田中 松次郎 徳崎 孝一郎 宮田 孝三郎
- 伏見 木野知志 中 若三郎 市川 仁次郎
- 根 隆 伴 正 藤 新一郎 三 山口 孝三
- 新行 内 藤次郎 岡野 啓三 助 藤 木 市五郎